

周防大島町浄化槽適正管理推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために設置された浄化槽の適正な維持管理を行う者に対し、予算の範囲内において、周防大島町浄化槽適正管理推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、周防大島町補助金等交付規則（平成24年周防大島町規則第24号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 浄化槽 周防大島町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成16年告示第61号）第2条第1号に規定する合併浄化槽をいう。
- (2) 法定検査 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条第1項又は第11条第1項に規定する水質に関する定期検査をいう。
- (3) 維持管理 浄化槽法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃並びに前号の法定検査を受けている浄化槽に係る通常の維持管理及びブロワの交換又は浄化槽本体の修繕をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の対象となる浄化槽の設置地域（以下「補助対象地域」という。）は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に基づき策定された事業計画に定める小規模下水道の予定処理区域（以下「下水道事業計画区域」という。）以外の区域であって、次の各号のいずれかに該当する地域であること。

- (1) 水道水源の流域
- (2) 水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
- (3) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第1号に規定する自然公園等優れた自然環境を有する地域
- (4) 地理的条件等により下水道に接続できない区域

(みなし補助対象地域)

第3条の2 下水道事業計画区域において、現に下水道施設の供用がされていない土地に設置してある合併浄化槽については、下水道施設の供用が開始されるまでは、補助対象地域とみなす。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象者は、補助対象地域において、自己の居住を目的とした住宅又は延べ床面積2分の1以上を自己の居住の用に供する併用住宅に設置された処理対象人員10人以下の浄化槽を適正に維持管理している本町に住所を有する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、補助の対象としない。

- (1) 法第5条第1項に定める設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認を受けずに、浄化槽を設置した者
- (2) 法定検査を行っていない者又は法定検査において、不適正の判定を受けたにもかかわらず改善を行っていない者
- (3) 町税及び使用料等を滞納している者
（自治会への補助）

第4条の2 補助対象地域にある自治会で、自治会自らが所有し、若しくは管理する自治会館等に設置された合併浄化槽を補助対象とする。ただし、補助金の交付を受けるための自治会専用の公金受取口座を所有していない場合は補助対象としない。

（修繕箇所の種類）

第5条 補助対象となる修繕箇所は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ブロワ
- (2) 水中ポンプ
- (3) マンホールの蓋
- (4) 躯体、仕切版
- (5) 担体（ろ材または接触材の受け・押さえ含む）

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次により算出するものとする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

- (1) 通常の維持管理に係るもの
1基当たり6,000円／年とする。
- (2) 修繕に係るもの

人槽区分にかかわらず、浄化槽1基につきブロワの交換又は浄化槽本体の修繕費用の2分の1の額を交付するものとし、補助金の上限額は50,000円とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浄化槽の維持管理を行った年度の末日までに周防大島町浄化槽適正管理推進補助金交付申請書兼同意書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。ただし、書類の添付がない場合であっても、同意書に基づく調査の結果、審査に必要な情報が得られるときは、書類の添付を省略することができるものとする。

- (1) 直近1年以内の法定検査の領収書の写し、又は法定検査済証の写真
- (2) 保守点検及び清掃に要した額の領収書の写し
- (3) ブロワの交換又は浄化槽本体の修繕の場合は、修繕に要した額の領収書の写し

- (4) 自治会が申請する場合は、公金受取口座の通帳の写し
- (5) 町税及び使用料等を滞納していないことを証する証明書（申請書提出の3箇月以内に発行されたもの）
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による補助金の交付申請は、同一年度内に行った浄化槽の通常の維持管理及び修繕に要した費用を対象とし、当該年度に1回限りとする。また、補助金交付を受けた後、5年以内に同一の修繕箇所に係る交付申請はできないものとする。

（交付の決定等）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、申請内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等により補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、周防大島町浄化槽適正管理補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しないと決定した者に対しては、周防大島町適正管理推進補助金不交付決定通知書（様式第3号）によりそれぞれ通知する。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者は、速やかに町長に対し、周防大島町浄化槽適正管理推進補助金請求書（様式第4号）により請求するものとし、町長はその請求に基づき補助金を交付する。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 町長は、偽り又は不正手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、当該補助金の交付を取り消し、又は交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和6年6月1日から施行する。

周防大島町長 様

周防大島町浄化槽適正管理推進補助金交付申請書兼同意書

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

周防大島町浄化槽適正管理推進補助金の交付を受けたいので、周防大島町浄化槽適正管理補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、周防大島町長がこの申請に係る事務を行うために必要な私に関する使用料納付状況の利用、法定検査及び維持管理の内容に関する情報の調査をすることに同意します。

※太枠の欄をご記入ください。

交付申請額	金 円
設 置 場 所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ ※申請者住所と異なる場合はご記入ください。 <input type="checkbox"/> 周防大島町大字
浄化槽人槽	() 人槽
建物の種類 (該当に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 住宅部分の延床面積 平方メートル 住宅部分以外の延床面積 平方メートル <input type="checkbox"/> 自治会館等
区 分 (該当に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 通常維持管理 <input type="checkbox"/> 修繕【 <input type="checkbox"/> ブロワ <input type="checkbox"/> 水中ポンプ <input type="checkbox"/> マンホールの蓋 <input type="checkbox"/> 躯体・仕切版 <input type="checkbox"/> 担体（ろ材又は接触材受け押え含む）】
世帯人数	人
委託業者	保守点検業者（ ）・清掃業者（ ）
添 付 書 類	1 直近1年以内の法定検査の領収書の写し、又は法定検査済証の写真 2 保守点検及び清掃に要した額の領収書の写し 3 ブロワの交換又は浄化槽本体の修繕に要した額の領収書の写し 4 自治会が申請する場合は、公金受取口座の通帳の写し 5 町税等を滞納していないことを証する証明書（3箇月以内に発行されたもの） 6 その他町長が必要と認める書類

注) 交付申請額は、区分が通常維持管理の場合は定額6千円、修繕の場合は修繕に要した費用で上限5万円、両方申請する場合はそれぞれの合計額とする。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

周防大島町浄化槽適正管理推進補助金交付決定通知書

周防大島町長

年 月 日付けで申請のあった周防大島町浄化槽適正管理推進補助金
については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

交付決定金額	円
浄化槽設置場所	

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

周防大島町浄化槽適正管理推進補助金不交付決定通知書

周防大島町長

年 月 日付けで申請のあった周防大島町浄化槽適正管理推進補助金
については、下記の理由により不交付とします。

記

（理由）

周防大島町長 様

周防大島町浄化槽適正管理推進補助金交付請求書

申請者 住 所

氏 名

電話番号（ ） —

年 月 日付け周防下水第 号で交付決定を受けました周防大島町浄化槽適正管理推進補助金について、周防大島町浄化槽適正管理補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額	円						
振込先金融機関名							
支店名	支店・支所						
種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他						
口座番号							
(フリガナ) 口座名義人	()						

※振込先は、申請者本人名義の口座とする。

※申請者が自治会の場合は、自治会の公金受取口座とする。